

安農第90号  
平成26年4月22日

- 9 各市町村長  
各農業協同組合代表理事組合長  
千葉県農業協同組合中央会長  
全国農業協同組合連合会千葉県本部長  
千葉県契約取引事業者連合会共同代表  
一般社団法人千葉県植物防疫協会長  
公益社団法人千葉県園芸協会長

様



千葉県農林水産部長  
(公印省略)

農薬の使用又は販売に係る農薬取締法の規制に関する注意喚起に  
ついて

このことについて、関東農政局消費・安全部長から別添のとおり通知がありましたので、農薬使用者や農薬販売者が農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）に違反する行為をしないよう、下記事項について改めて注意喚起願います。

#### 記

- 1 法第11条の規定により、何人も、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
- 2 法第9条第1項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
- 3 農薬登録がされていないにもかかわらず、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材を発見した場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室（直通電話：03-3501-3965 FAX：03-3501-3774）に情報提供すること。
- 4 3の資材を購入した場合については、農薬として販売（譲渡を含む。）又は使用をしないこと。

担当：農林水産部安全農業推進課  
肥料・農薬班 木村  
電話：043(223)2888



25 関消第399号  
平成26年4月7日

千葉県農林水産部長 殿

関東農政局消費・安全部長

農薬の使用又は販売に係る農薬取締法の規制に関する注意喚起につ  
いて

このことについて、消費・安全局農産安全管理課長から、別添のとおり通知  
がありましたので、農薬使用者や農薬販売者が農薬取締法（昭和23年法律第  
82号。以下「法」という。）に違反する行為をしないよう、下記事項につい  
て、改めて注意喚起を実施するようお願いいたします。

記

1. 法第11条の規定により、何人も、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、  
名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農  
薬を使用してはならないこと。
2. 法第9条第1項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に登録番号、  
農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定  
農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
3. 農薬登録がされていないにもかかわらず、何らかの形で農作物等への使用  
が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材を発見された  
場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に情報提供す  
ること。
4. 3の資材を購入した場合については、農薬として販売（譲渡を含む。）又  
は使用をしないこと。

連絡先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

代表：03-3502-8111（内線4500）

直通：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774





25 消安第6292号  
平成26年3月27日

関東農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

農薬の使用又は販売に係る農薬取締法の規制に関する注意喚起について

農薬の使用については、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第11条により、何人も、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこととされています。

今般、ある生産者が農薬登録がされていないナフタリンを含む資材を農作物のコナジラミ防除を目的にハウス内につり下げることにより使用した事実が判明し、当該生産者に対し、法の規制に係る指導を実施した事例の報告が都道府県からありました。

本件については、当該資材を輸入及び販売をした者（以下「当該資材の販売者」という。）に対して、法第13条第1項の規定に基づく立入検査を実施しました。その結果、当該資材の販売者が法第2条第1項及び法第9条第1項に違反していないことは確認しましたが、購入者が当該資材を農薬として誤使用する可能性があるため、当該資材が農薬として使用できない旨の説明を当該資材の購入者に対して行うよう指導したところです。

については、貴局管内の都道府県に対し、農薬使用者や販売者が法に違反する行為をしないよう、都道府県で作成しているチラシ等を用いるなどして、改めて下記の周知を行うよう指導をお願いいたします。

また、同様の趣旨の通知を全国農業協同組合連合会肥料農薬部長、全国農薬協同組合理事長、一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会会長及び家庭園芸肥料・用土協議会会長宛て発出していることを申し添えます。



## 記

1. 法第11条の規定により、何人も、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
2. 法第9条第1項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
3. 農薬登録がされていないにもかかわらず、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材を発見された場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に情報提供すること。
4. 3の資材を購入した場合については、農薬として販売（譲渡を含む。）又は使用をしないこと。

### 連絡先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

代表：03-3502-8111（内線4500）

直通：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774